

博士課程 特別奨学金
募集要項
(2025年)

公益財団法人 竹中育英会
TAKENAKA SCHOLARSHIP FOUNDATION

■ 博士課程進学者に対する奨学支援の拡充に取り組めます

本会は1961年の創立以来、国内の大学生・大学院生を対象に育英事業を展開してきましたが、2021年の創立60周年を機に、2022年より当会の現行の奨学制度を拡充し、学位取得を目指し博士もしくは博士後期課程（以下「博士課程」という）への進学を検討している学生に対して奨学金を給付することで、将来の世界を担う優秀な人材の育成にさらに取り組むこととしました。（給付は2023年開始）

募集人数と奨学金額

1 募集対象者と人数

- ・2026年4月に新たに学位取得を目指して博士課程に進学する者 6名

2 奨学金額

- ・大学院生（博士課程） 月額100,000円

3 給付期間

- ・博士課程入学時から、在学する大学院（博士課程）の正規の最短修業期間を終了するまでとする。

4 給付方法

- ・原則として毎月、当月分を在学する大学（大学院）を経て本人に給付する。

奨学生となるための必要条件

5 国籍および人物についての基準

- ・日本国籍を有し、創造力・行動力に富む英才で、将来、社会の様々な研究分野で世界をリードして活躍することが期待される者。

6 健康についての基準

- ・心身共に就学に堪え、将来、社会に出ても十分活動できる見込みである者。

7 学業成績についての基準

- ・学部・修士（博士前期）課程における学業成績が次の基準を満たし、更に、学業の発展向上が期待できる者。

$(\text{優}^{\ast}\text{の単位数} \times 3) + (\text{良の単位数} \times 2) + (\text{可の単位数} \times 1) \div (\text{全単位数} \times 3) \times 100 = 85 \text{ 以上の者}$

※ 参考 優=100点～80点, 良=79点～70点, 可=69点～60点

8 家計についての基準

- ・経済的事由により、就学に支障がある者。

本人が属する世帯の税込年収※の合計が 800 万円未満を一応の基準とする。

※世帯の税込年収：①両親共働きの場合はその合計。

：②年金収入等がある場合はそれも含める。

9 奨学生応募基準

- (1) 本会が指定した大学院修士（博士前期）課程 2 年次に在学し（本年 4 月時点）、学力優秀かつ向学心に富んでいるが、経済的事由により博士課程への進学に支障がある者。

（当会の指定する大学院博士課程に進学する者に限る）

- (2) 申請時（本年 4 月 1 日現在）25 歳以下の者。
- (3) 在学する大学（大学院）より推薦を受けた者。

10 その他

- (1) 日本学術振興会等より多額の援助を受けていない者。
- (2) 他の企業・団体から学資金（国の奨学金を除く）の給付を受ける見込みがない者。
- (3) 竹中育英会奨学生は除く。

奨学金給付の打ち切り、減額、休止

11 次の各号の一つに該当すると認められたときは給付を打ち切るものとする。

- (1) 傷病のため、就学の見込みを失ったとき。
- (2) 学業成績が低下し、または性行が不良となったとき。
- (3) 休学の事由が不相当であるとき。
- (4) 退学したとき。
- (5) その他、奨学生として不相当となったとき。
- (6) 他の企業・団体から学資金（国の奨学金を除く）の給付を受けることになったとき。

12 博士課程在学中に日本学術振興会（J S P S）・科学技術振興機構（J S T）と同等もしくはそれ以上の援助を受けることになった時（または、内定した時）は、その内容を確認するので、速やかに当会事務局あてに連絡すること。

13 留学、傷病等により休学したときは給付を休止する。但し、大学間の交換留学として単位交換が認められる場合にはこの限りではない。

出願の手続き

14 奨学金の給付を受けようとする者は次の書類を揃え、当会事務局宛に直接出願する。

- (1) 竹中育英会奨学生願書（本会指定の用紙）
- (2) 竹中育英会奨学生推薦調書（本会指定の用紙）
- (3) 学校発行の学業成績表（学部・大学院とも）
- (4) 健康診断証明書
- (5) 住民票（マイナンバーの記載は不要。直近3ヶ月以内に取得。）
 - 自宅の場合：同居する全員記載の住民票
 - 自宅外居住の場合：① 帰省先に住民票がある場合は、帰省先の全員記載の住民票
 - ② 自宅外に住民票を移している場合は、自身の住民票と帰省先全員記載の住民票
- (6) 所得証明書
 - ① 家計支持者が給与所得者の場合は「源泉徴収票の写し」
 - ② 家計支持者が給与所得者以外の場合は「確定申告書※の写し」

※確定申告書は第一表・二表の写しを提出。税務署受領印や税理士作成印のあるもの。

電子申告を行った場合は、受付日時が記載されている確認票の写しを提出する。

奨学生の決定

15 提出された願書に基づいて、次の順序で奨学生を選定する。

- (1) 当会奨学生選考委員会が書類（第1次審査）ならびに面接（第2次審査：各個人のプレゼンテーション及び質疑応答）により選考を行う。
- (2) 合否の結果は、出願者本人並びに大学（大学院）に通知する。なお、選考内容についてのご質問には回答いたしません。

奨学生の義務

16 誓約義務

- ・奨学生に選定された旨の通知を受けたときは、速やかに本会所定の誓約書を提出する。

17 報告義務

- ・奨学生は次の事項について報告する。

(1) 学業成績

年度毎に大学（大学院）を経て成績を報告する。

(2) 研究成果

年に1度、研究・学習の進捗状況をまとめ報告する。

博士課程修了時に成果を所定の用紙にまとめ報告する。

(3) 次の事項については遅延なく報告すること。

休学、留学、復学、転学※の場合。（この場合には大学の証明を要する。）

保証人を変更しようとする場合。

本人、保証人の身分、住所その他に変動があった場合。

※当会の指定する大学院博士課程以外への転学の場合は、原則受給資格を失う。

(4) 奨学金の受領

奨学金の給付を受けたときは、その都度、葉書に本人の自筆で受領書を記入し印鑑を押捺し、提出すること。

18 行事参加の義務

- ・新奨学生歓迎会・卒業奨学生歓送会等の学生相互の親睦と、本会関係者及び奨学生OB・OGとの交流を目的とした行事に参加すること。

■ 本件に関する問合せ先：

竹中育英会大阪事務局：〒530-0015 大阪市北区中崎西 2-4-12 梅田センタービル 31 階

電話：06-6292-6550、FAX：06-6292-6551

E-mail：ikueikai.osk@takenaka.co.jp

竹中育英会東京事務局：〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷 1-14-5 千駄ヶ谷インテス 10 階

電話：03-3796-3880、FAX：03-3796-8150

E-mail：ikueikai.tky@takenaka.co.jp

公益財団法人 竹中育英会 所在地



【大阪事務局】

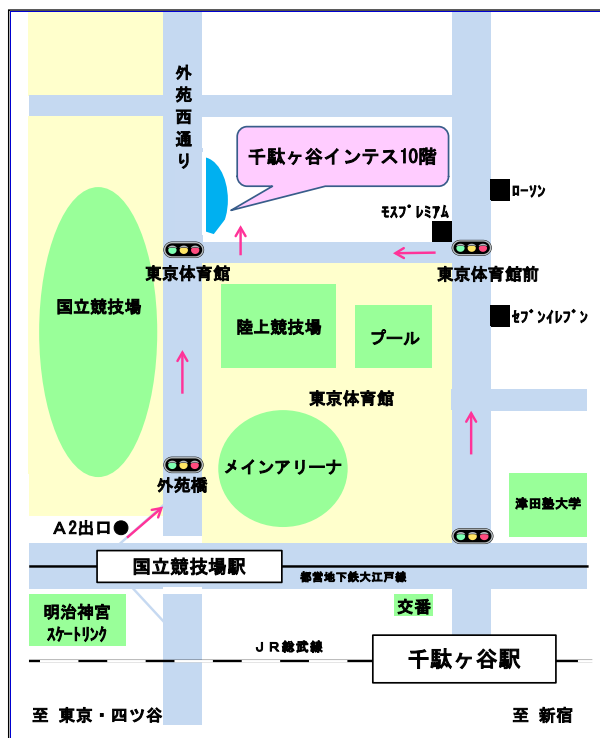
〒530-0015
 大阪市北区中崎西2-4-12
 梅田センタービル31階

TEL : 06-6292-6550
 FAX : 06-6292-6551

《交通機関》

阪急電車「梅田」駅より
 JR「大阪」駅より

徒歩 10 分
 徒歩 15 分



【東京事務局】

〒151-0051
 渋谷区千駄ヶ谷1-14-5
 千駄ヶ谷インテス10階 (半円形のガラス張りのビル)

TEL : 03-3796-3880
 FAX : 03-3796-8150

《交通機関》

JR総武線「千駄ヶ谷」駅より 徒歩 10 分
 地下鉄大江戸線「国立競技場」駅より 徒歩 8 分
 (A2出口)